

プレス資料

① 議案関係資料

令和6年第2回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件 名
議案第1号	神栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第2号	神栖市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例
議案第3号	神栖市息栖神社周辺地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例
議案第4号	令和6年度神栖市一般会計補正予算（第2号）
議案第5号	神栖市道路線の認定について
議案第6号	神栖市道路線の廃止について
議案第7号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
報告第1号	令和5年度神栖市一般会計継続費繰越計算書
報告第2号	令和5年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第3号	令和5年度神栖市一般会計事故繰越し繰越計算書
報告第4号	令和5年度神栖市水道事業会計予算繰越計算書
報告第5号	令和5年度神栖市下水道事業会計継続費繰越計算書
報告第6号	令和5年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書
報告第7号	公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和5年度事業報告及び決算並びに令和6年度事業計画及び収支予算について

令和 6 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 1 号	神栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 付則第 2 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改める。	
議案第 2 号	神栖市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例	農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和 7 年 3 月末で満了となることに伴い、その定数について、農業委員会等に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第 2 条中「1 9 人」を「1 4 人」に改める。 ・ 第 3 条中「1 5 人」を「1 4 人」に改める。	
議案第 3 号	神栖市息栖神社周辺地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例	市及び息栖神社周辺地域の文化、観光、産業等の魅力を発信し、にぎわいの創出を図るための施設として息栖神社周辺地域振興拠点施設を設置するため、条例を制定するものであります。 【主な制定内容】 ・ 息栖神社周辺地域振興拠点施設の設置及び管理に関する規定（設置、事業、利用時間及び休業日、利用の許可、使用料等） ・ 当該施設の管理を指定管理者に行わせる場合の規定	

令和 6 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 4 号	令和 6 年度神栖市一般会計補正予算（第 2 号）	補正は歳入歳出それぞれ 2 億 7, 1 6 5 万 7 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 4 9 億 9, 1 3 6 万 4 千円とするものであります。	
	補正内容の詳細は財政課作成資料を参照	補正前の額 4 4, 7 1 9, 7 0 7 千円 補 正 額 2 7 1, 6 5 7 千円 計 4 4, 9 9 1, 3 6 4 千円 補正の主な内容につきましては、定期接種が始まる新型コロナワクチンの予防接種において接種費用を助成するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金および諸収入等を充てるものであります。	
議案第 5 号	神栖市道路線の認定について	開発行為に伴う寄附によるもの 7 路線を一般の用に供するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
	【道路法】（抄） 第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市長村長がその路線を認定したものをいう。 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。 〔 以下 略 〕		

令和 6 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 6 号	神栖市道路線の廃止について	土地改良事業に伴う区画整理により 6 路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
	【道路法】（抄） 第 10 条 〔略〕 2 〔略〕 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。		
議案第 7 号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、当該広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
	【地方自治法】（抄） 第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。	【地方自治法】（抄） 第 291 条の 11 <u>第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三</u>において準用する<u>第二百八十九条</u>の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。	
報告第 1 号	令和 5 年度神栖市一般会計継続費繰越計算書	地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【自治法施行令】（抄） 第 145 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりで繰越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 31 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。 2 及び 3 〔略〕		

令和 6 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 2 号	令和 5 年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
【自治法施行令】（抄） 第 146 条 〔略〕 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。 3 〔略〕			
報告第 3 号	令和 5 年度神栖市一般会計事故繰越し繰越計算書	地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定に基づき、報告するものであります。	
【地方自治法】（抄） 第 220 条 〔略〕 2 〔略〕 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終われなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。 【自治法施行令】（抄） 第 150 条 〔略〕 2 〔略〕 3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項 ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。			

令和 6 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件名	概要	備考
報告第 4 号	令和 5 年度神栖市水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告するもの あります。	
【地方公営企業法】（抄） 第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。 2 〔略〕 3 前 2 項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。			
報告第 5 号	令和 5 年度神栖市下水道事業会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、報告する ものであります。	
【地方公営企業法施行令】（抄） 第 18 条の 2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の 5 月 31 日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。 2 及び 3 〔略〕			
報告第 6 号	令和 5 年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告するもの あります。	

令和 6 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

議案番号	件名	概要	備考
報告第 7 号	公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和 5 年度事業報告及び決算並びに令和 6 年度事業計画及び収支予算について	地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
【地方自治法】（抄） 第 243 条の 3 〔略〕 2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 3 〔略〕 【地方自治法施行令】（抄） 第 173 条 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。 2 〔略〕			